

新潟市文書館講座室使用料免除基準

(趣旨)

第1条 新潟市文書館の講座室使用料（以下「使用料」という。）の免除の取扱いについては、新潟市文書館条例（令和3年新潟市条例第5号）及び新潟市文書館条例施行規則（令和3年新潟市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(使用料の免除)

第2条 規則第7条第1項第2号に定める公共性又は公益性が高い地域活動を行う団体が利用する場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地域自治振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①自治協議会 ②コミュニティ協議会 ③自治会・連合自治会 ④老人クラブ ⑤消防団 ⑥防犯協会 ⑦交通安全協会 ⑧伝統芸能継承団体 ⑨①～⑧に準ずる団体であると市長が認めるもの

(2) 教育振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①PTA ②幼稚園・保育園の保護者会 ③学校教育関係団体 ④青少年育成協議会 ⑤子ども会 ⑥婦人会 ⑦地区スポーツ振興会 ⑧地区体育協会 ⑨文化協会 ⑩①～⑨に準ずる団体であると市長が認めるもの

(3) 社会福祉振興を目的とする団体で、次に掲げるものが公共性又は公益性が高い活動を行う場合

①社会福祉協議会 ②民生・児童委員協議会 ③保護司会 ④人権擁護委員協議会 ⑤子育て支援団体 ⑥障がい者支援団体 ⑦障がい者団体 ⑧高齢者支援団体 ⑨ボーイスカウト・ガールスカウト ⑩ボランティア団体 ⑪①～⑩に準ずる団体であると市長が認めるもの

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。